

AWAODORI TECH カンファレンスに関する企画・運営等業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 委託業務名

AWAODORI TECH カンファレンスに関する企画・運営等業務

(2) 目的

「阿波おどり」は 400 年を超える歴史をもつ徳島が世界に誇る伝統芸能であり「健幸や生きがい」の象徴。徳島県を舞台に、世界のウェルビーイングに貢献するスタートアップ・テクノロジーを「AWAODORI TECH」として国内外に発信するカンファレンス「AWAODORI TECH カンファレンス」(以下、「本イベント」という。)を開催し、関西及び中四国の結節点である本県の特徴を活かしたスタートアップの集結と都市圏の VC や投資家、大企業の招聘による本格的な投資と協業の創出に繋げる。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日 (月) まで

(5) 委託費上限額

1 5, 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 スケジュール

令和 8 年 6 月 1 0 日 (水)	公募開始
6 月 2 6 日 (金)	質問受付締切
6 月 3 0 日 (火)	参加申込締切
7 月 7 日 (火)	企画提案書等提出締切
7 月 1 0 日 (金)	選定委員会
7 月中旬	選定結果通知
7 月下旬	契約・業務開始 ※予定

3 参加資格

応募者は、本イベントを効果的・効率的に実施することができる者 (複数法人等による場合は、ジョイントベンチャー (以下、「JV」という。)を含む。)とし、次の要件を満たす者 (JV の場合はその構成員) とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (4) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (9) 事業所の本社が所在する都道府県の都道府県税及び徳島県内に事業所を有する場合は徳島県税に未納がないこと。
- (10) AWAODORI TECH カンファレンス実行委員会の構成員、又は当該構成員が法人の場合はその法人及び資本面・人事面等において密接な関連を有する事業者（子会社や関連会社等）でないこと。また、複数法人による共同事業体（JV）として応募する場合、その構成員にこれらが含まれないこと。

4 提出書類等

- (1) 提出書類

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。また、書類の大きさはA4版とする。

内容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	正本1部	令和8年6月30日（火） 17:00必着
イ 添付書類（JVの場合、構成員全て） （ア）法人の場合 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※写し不可		
（イ）個人事業者の場合 個人事業開始届の写し		
（ウ）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）		
（エ）直近3期分の決算書又はこれに類する書類		
（オ）事業所の本社が所在する都道府県の都道府県税及び 徳島県内に事業所を有する場合は徳島県税に未納がない旨の証明書		
（カ）JVの場合 共同事業体結成届（様式第2号）		
ウ 企画提案書（パワーポイント等による任意様式） 当事業の事業目的を踏まえた企画	正本1部 副本9部	令和8年7月7日（火） 17:00必着
エ 同種又は類似業務実績調書（様式第3号） （JVの場合、構成員全て）		
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）		

（2）提出方法

次のとおり紙媒体及びデータ媒体により提出すること。

紙媒体：持参（土日祝日は除く）又は送付によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）

データ媒体：メールにて送信。

（3）提出先及び問い合わせ先

徳島県経済産業部産業成長推進課 スタートアップ・経営支援担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2369

電子メール：startup@mail.pref.tokushima.lg.jp

5 評価基準等

(1) 審査の方法

提出された企画提案書をもとに、徳島県において設置する選定委員会で審査を行った上、選定基準の評価の採点において基準点を満たし且つ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。なお、提案者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価する。

ア 選定委員会実施日時

令和8年7月10日（金）午後予定 ※時間は別途通知する

イ 選定委員会開催方法

対面、あるいはオンラインでのプレゼンテーション及びヒアリングを基本とするが、書面による審査とする場合がある。

(2) 審査の基準

提出された企画提案書について、次の観点から審査する。

ア 理解度：業務の目的、趣旨を十分に踏まえ企画提案がなされているか。

イ 実効性：企画提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

ウ 確実性：堅実な運営体制が確立されており、事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

エ 訴求力：スタートアップ、VC、投資家、事業会社にとって魅力的で訴求力があるか。またイベントの魅力がさらに高まる自主事業が提案されているか。

オ 見積の妥当性：必要経費の詳細が明らかで用途の特定ができるものであり、妥当なものであるか。

(3) 審査結果等

ア 選定結果はすべての提出者に対し、文書により通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。

イ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

ウ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで徳島県との契約関係を生じない。

エ 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

6 質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和8年6月10日（水）から同年6月26日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）

(2) 質問の提出方法

当該公募に係る質問は、質問票（様式第5号）に必要事項を記載し、4（3）提出先及

び問い合わせ先の電子メールにより提出すること。

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

次の徳島県のホームページに掲載する。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7314039/>

7 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとする。

(3) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。

(4) 無効となるプロポーザル

ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 企画提案への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きを完了するまでは徳島県との契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に候補者と徳島県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

8 契約の締結

(1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。